

# 令和8年度予定表

	再エネ条例（環境課）				再エネ条例（環境課）		
	書類提出期限	幹事会	委員会		書類提出期限	幹事会	委員会
第1回	4月10日	4月24日	5月7日	第7回	10月9日	10月23日	11月5日
第2回	5月8日	5月25日	6月5日	第8回	11月10日	11月25日	12月4日
第3回	6月10日	6月26日	7月6日	第9回	12月10日	12月25日	1月5日
第4回	7月10日	7月24日	8月5日	第10回	1月8日	1月25日	2月3日
第5回	8月10日	8月25日	9月3日	第11回	2月10日	2月26日	3月4日
第6回	9月10日	9月28日	10月5日	第12回	3月10日	3月26日	未定

※他の事業の都合により、日程が変更になる場合があります

## ★事業が土地利用事業に該当する場合（着工の概ね4か月前）

- 本条例に基づく同意（又は不同意）は、再生可能エネルギー発電事業対策委員会及び幹事会で審査します。  
幹事会の審査のみの場合は、幹事会の開催から約2週間程度、幹事会及び委員会の審査の場合は委員会の開催から約2週間程度で同意通知書（又は不同意通知書）を発行します。
- 本条例の同意通知書を受領後に御殿場市土地利用対策委員会での手続きに移行してください。

### スケジュールの例（1月30日着工の場合）

		10月		11月		12月		1月		
		10	20	10	25	10	20	10	25	30
再エネ条例	届出書提出期限	★								
	幹事会		★							
	委員会			★						
	同意（または不同意）通知書交付				★					
土地利用	承認申請提出期限					★				
	幹事会						★			
	委員会							★		
	条件措置表交付								★	
着工										★

- ※事業内容により委員会の審査が省略となる場合があります。
- ※スケジュールの例ですので、実際の日程とは一致しません。

## ★土地利用事業以外の事業（着工の概ね2か月前）

- 本条例に基づく同意（又は不同意）は、再生可能エネルギー発電事業対策委員会及び幹事会で審査します。  
幹事会の審査のみの場合は、幹事会の開催から約2週間程度、幹事会及び委員会の審査の場合は委員会の開催から約2週間程度で同意通知書（又は不同意通知書）を発行します。

### スケジュールの例（1月30日着工の場合）

		12月		1月		
		10	20	10	25	30
再エネ条例	届出書提出期限	★				
	幹事会		★			
	委員会			★		
	同意（または不同意）通知書交付				★	
着工						★

- ※事業内容により委員会の審査が省略となる場合があります。
- ※スケジュールの例ですので、実際の日程とは一致しません。